

島しょ地域縁結び

旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱

29公東観地事第31号

平成29年4月6日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、島しょ地域及び船舶を活用した、男女の交流機会を創出するための旅行商品の造成や販売に対し、必要な助成金を交付することにより、島外からの旅行者を島しょ地域へ誘客することを目的とする。

(定 義)

第3条

- (1) 「島しょ地域」とは、次に掲げる東京都内の地域をいう。
大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
- (2) 「船舶」とは、大型客船及びクルーズ船をいう。
- (3) 「旅行商品」とは、原則として次に掲げる全てを満たすものをいう。
 - ア 島しょ地域の観光資源及び船舶を活かした旅行であること。
 - イ 島外の男女を対象とした商品であること。
 - ウ 宿泊を伴う旅行であること。
 - エ 自ら主催する旅行または旅行事業者と共同で造成する旅行であること。

(助成金の交付対象事業者)

第4条 この助成金は、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1項から同第4項までに定める旅行業務を営む者、または前出の者と共同で旅行商品を造成・販売する者のうち、以下のいずれかの条件を満たす事業者を助成対象とする。

- (1) 島しょ地域の国内向け旅行商品造成または販売実績がある事業者
 - (2) 男女の交流機会の創出を目的としたイベントや旅行商品の造成または販売実績がある事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員

若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成対象としない。

（助成金の交付対象）

第5条 この助成金は、前条に定める事業者で助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）が旅行商品を造成、販売するために必要な別表に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする

2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施した事業とする。

（助成金の額）

第6条 理事長が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は1申請あたりの助成限度額1,000千円のいずれか低い額とする。

（助成金の交付申請）

第7条 理事長は、公募により助成金の交付の申請を受け付けるものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、別に定める方法により助成金の交付の申請を受け付けることができる。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書に必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて審査会を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行う。

2 理事長は、審査において、申請された内容のうち助成金の交付が必要かつ適正と認められるものについて、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、

交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、当事業を助成対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の内容変更等)

第11条 助成事業者は、当事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による変更等承認申請書に必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の承認を行う場合は、別記第4号様式の2により、助成事業者に通知するものとする。

(遂行状況)

第12条 理事長は、当事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、当事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第13条 理事長は、当事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第14条 理事長は、第12条の現地調査及び前条の助成事業者からの報告等により、当事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って当事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して当事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、当事業が完了したときまたは助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、その日から30日以内に、必要な書類を添えて、速やかに別記第5号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第6号様式により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第6条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

（助成金の支払）

第17条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第7号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第18条 助成事業者は、当事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第8号様式により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

(5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者へ通知するものとする。

（重複受給の禁止）

第20条 助成事業者は、同一事業について複数の助成金を受給することはできない。

ただし、財団、国、都道府県、区市町村の実施する他の助成事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(助成金の返還)

第21条 理事長は、第19条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第22条 助成事業者は、当事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を当事業が完了した日または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 助成事業者は、当事業の完了後または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は当事業の完了した日または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第23条 助成事業者は、当事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第9号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(助成事業の公表と成果の発表)

第24条 理事長は、助成事業者の名称、助成事業名等を公表するものとする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成事業者に発表させることができるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第25条 助成事業者は、当事業の完了した日または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日が属する会計年度の終了後5年間において、財団職員による、当事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は当事業の事業効果について報告を求めさせて場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第26条 第19条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第21条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第28条 第26条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第29条 非常災害等による被害を受け、当事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第30条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

1 助成対象経費

		助成対象経費	助成率
① 旅行 商品造成 経費	企 画 運 営 費	ア 現地調査に係る経費 イ ニーズ調査に係る経費 ウ 受入体制整備に係る経費 エ 添乗員、ツアーガイド、イベント司会者の手配に係る経費	1/2 以内
② 旅行 商品販売 経費	広 告 宣 伝 費	ア 広告掲載に係る経費 イ 広報ツール作成に係る経費	

2 助成対象とならない経費

- 本事業に係るものとして、明確に区分できない費用
- 間接経費（消費税、振込手数料、調査費の対象とならない交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）
- 社員の人件費
- 設備、機械、器具及び備品の購入費

第1号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を下記のとおり行うので、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、助成金の交付を申請する。

記

1 助成事業名（旅行商品名）

「 」

2 助成事業対象期間

助成金の交付決定の日 から 年 月 日まで

3 事業に要する経費及び助成金交付申請額

- (1) 総事業費 金 円
- (2) 助成対象経費 金 円
- (3) 助成金交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 企画書（任意様式）
- (3) その他必要な書類

5 本申請についての連絡先等

担当部署(担当者)			
所在地			
電話番号		ファクシミリ番号	
メールアドレス			

事業計画書

商品 内容	1 旅行商品の名称	
	2 旅行実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	3 旅行コンセプト	
	4 対象とする旅行者の属性	
	5 旅行行程 ※詳細に記載	
	6 商品の新規性	
	7 地域ならではの体験又は観光資源の 活用手法	
	8 男女の交流機会を提供する催しの概 要	
	9 最大募集人数・最少催行人数 (男女の設定人数)	最大募集人数： 人 最少催行人数： 人
	10 設定本数	(設定本数) (根拠)
	11 販売価格・商品価格	(販売価格) (商品価格)
	12 現地調査等の事前準備	
	13 その他商品内容が分かる内容	
造成 ・ 販売 計画	14 旅行商品の造成・販売スケジュール	(調査・旅行の内容、実施期間、規模等)
	15 広報活動の計画	(募集開始予定：平成 年 月 日 募集終了予定：平成 年 月 日) (作成及び活用する広告媒体の内容、実施期間、規模等)
そ の 他	16 造成又は販売実績	(島しょ地域の国内向け旅行商品造成又は販売実績/男女の交流機会の創出 を目的としたイベントや旅行商品の造成又は販売実績) 平成 年： 本 人 平成 年： 本 人 平成 年： 本 人
	17 旅行業登録番号	(登録番号)

※不要項目は「なし」と記入し提出すること。

2 2 事業費経費別明細

(単位：円)

経費名称	単 価	数 量	金 額	備 考	
				内 交付申請経費	
旅行商品造成経費					
現地調査に係る経費					
旅費					
宿泊費・入場・体験料					
現地ガイド費用					
小計					
ニーズ調査に係る費用					
調査委託費					
小計					
受入体制整備に係る経費					
講師代					
旅費					
会場費					
資料作成費					
小計					
添乗員、ツアーガイド、イベント司会者手配に係る経費					
添乗員・ツアーガイド費用					
イベント司会者費用					
小計					
中計					
旅行商品販売経費					
広告経費に係る費用					
テレビ・ラジオの放映・配信費					
WEBページへの広告掲載費					
WEB媒体や紙媒体への広告掲載費					
小計					
広報ツール作成に係る経費					
テレビ・ラジオの制作費					
パンフレット・チラシ・ポスター等の作成費					
自社WEBページ等の作成費					
小計					
中計					
合 計					

* 記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

* 不要項目は適宜削除すること。

所在地
会社名
代表者

年 月 日付けで申請のあった。島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金については、下記により交付する。

年 月 日

公益財団法人東京観光財団
理事長

印

記

第1 助成金の交付対象となる事業

この助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる名称によるものとし、その内容は申請書記載のとおりとする。

助成事業の名称（旅行商品名）「 」

第2 交付決定額

金 _____ 円

助成事業に要する経費のうち、助成対象となる経費及び助成金の額は、次のとおりとする（内訳は別紙「事業費経費別明細」のとおり）。

	総事業費	助成対象経費	助成金の額
旅行商品造成経費			
旅行商品販売経費			
計			

第3 通 則

助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、この通知書に定めるもののほか、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第4 事情変更による決定の取消し等

公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）は、この交付決定後においても、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

2 前項の規定によるこの交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することがある。

(1)助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2)助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の規定による助成金の額の前項(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準じる。

第5 申請の取下げ

助成事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

第6 助成事業遅延等の報告

助成事業者は、助成事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

第7 助成事業の内容変更等

助成事業者は、助成事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ書面により必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

第8 遂行命令等

理事長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、助成事業者が提出する報告書等により、助成事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業

の一時停止を命じることがある。

第9 実績報告

助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した実績報告書を、必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の成果に関する事項
- (2) 助成事業の収支計算に関する事項
- (3) (1)に係る参考資料

第10 助成金の額の確定

理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第6号様式により助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、事業に実際に要した経費のうち助成対象となる各助成費用ごとに助成率を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）の合計又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

第11 是正のための措置

理事長は、第10の規定による審査等の結果、助成事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは助成事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

第12 助成金の支払

理事長は、第10の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、請求書を理事長に提出しなければならない。

第13 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

第14 交付決定の取消し

理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、この交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
 - (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
 - 3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者に通ずるものとする。

第15 助成金の返還

理事長は、第4又は第14の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に通成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第16 助成金の経理等

助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、事業内容等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

第17 取得財産等の管理及び処分

助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

る。

第18 検査及び事業効果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日または助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

第19 違約金及び延滞金の納付

理事長が第14の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第15の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 理事長が助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、助成事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第20 違約加算金の基礎となる額の計算

第19第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

第21 延滞金の基礎となる額の計算

第19第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第22 非常災害の場合の措置

非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合については、理事長が指示するところによる。

別紙 事業費経費別明細

(単位：円)

経費名称	単 価	数 量	金 額	内 交付申請経費	助成対象経費	備 考
旅行商品造成経費						
合 計						
助成金算定額						
交付申請額						
交付決定額						
旅行商品販売経費						
合 計						
助成金算定額						
交付申請額						
交付決定額						
合 計						
助成金算定額						
交付申請額						
交付決定額						

所在地
会社名
代表者

年 月 日付けで申請のあった島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援
事業助成金については、下記の理由により交付しないことと決定したので通知する。

年 月 日

公益財団法人東京観光財団
理事長 印

記

1 事業名
「

」

2 理由

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金に係る
助成事業遅延等報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって交付決定の通知のあった標記事業に事故があったので、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 助成事業名（旅行商品名）
「
」
- 2 助成事業の進捗状況
- 3 助成事業遅延等の内容及び原因
- 4 助成事業遅延等に対する措置
- 5 助成事業の今後の進捗及び完了の予定

第4号様式（第11条第1項関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金に係る助成事業の
内容の変更等承認申請書

年 月 日付（ 第 号）をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（*中止）したいので、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 助成事業名（旅行商品名）

「

」

2 変更（*中止）の内容

3 変更（*中止）の理由

第4号様式の2（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

公益財団法人東京観光財団
理事長

印

年度 島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金に係る
助成事業の内容の変更（*中止）承認について

年 月 日付けで申請のあった標記事業の内容の変更（*中止）について、
島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第11条第2項の規定に基
づき、下記のとおり承認する。

記

1 助成事業名(旅行商品名)

「

」

2 承認内容

3 付帯条件

第5号様式（第15条関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金に係る助成事業実績報告書

年 月 日付（ 第 号）により交付決定の通知のあった標記助成事業が完了したので、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 助成事業名（旅行商品名）

「 」

2 交付決定額

_____ 円

3 添付書類

(1) 実施結果報告書（別紙）

(2) その他必要な書類

4 本報告についての連絡先等

担当部署(担当者)			
所在地			
電話番号		ファクシミリ番号	
メールアドレス			

別紙（第15条関係）

実施結果報告書

助成事業名			
1 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
2 具体的な事業内容と成果 (1) 旅行商品造成（企画運営）について	 (2) 旅行商品販売（広告宣伝）について		
(2) 旅行商品販売（広告宣伝）について			
2 販売実績数について	 		
3 助成期間後の取組予定	 		
4 経費内訳	（単位：円）		
	総事業費	助成対象経費 （請求経費）	助成金の額
旅行商品造成経費			
旅行商品販売経費			
計			

*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

5 事業費経費別明細

(単位：円)

経費名称	単 価	数 量	金 額	内 請求経費	備 考
旅行商品造成経費					
旅行商品販売経費					
合 計					

* 記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

所在地
会社名
代表者

年 月 日付（ 第 号）により交付決定した島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金については、年 月 日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定する。

助成金交付確定額の内訳は、別紙事業費経費別明細のとおりとする。

年 月 日

公益財団法人東京観光財団
理事長

印

別紙 事業費経費別明細

(単位：円)

経費名称	単 価	数 量	金 額	内 交付申請経費	助成対象経費	備 考
旅行商品造成経費						
合 計						
助成金算定額						
交付申請額						
交付決定額						
旅行商品販売経費						
合 計						
助成金算定額						
交付申請額						
交付決定額						
合 計						
助成金算定額						
交付申請額						
交付決定額						

第7号様式（第17条第2項関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金請求書

年 月 日付（ 第 号）をもって確定通知のあった標記助成事業
について、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第17条第2項
の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 助成事業名（旅行商品名）

「 」

2 交付決定額

金 円

3 確定額

金 円

4 請求額

金 円

第8号様式（第18条第1項関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金に係る消費税及び
地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって確定通知のあった標記助成金に
ついて、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第18条第1項の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 助成事業名（旅行商品名）

「

」

2 助成金額（理事長が確定通知書により通知した額）

金 円

3 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額

金 円

5 助成金返還相当額（4－3）

金 円

第9号様式（第23条第3項関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

会社名

代表者

印

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金に係る
取得財産等処分承認申請書

島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金により取得した取得財産等の処分について、島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業助成金交付要綱第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る助成事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由